

デジタル工事写真の小黑板情報電子化基準  
(案)

令和 2年 3月  
京都府建設交通部

## 目 次

1. 目的	2
2. 対象機器の導入	2
3. 使用機器の導入に係る費用	2
4. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入	2
5. 小黒板情報の電子的記入の取扱い	2
6. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品	3

## 1. 目的

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

## 2. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、土木工事施工管理基準（京都府）「写真管理基準（案）2. 撮影 2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について施工計画書にて提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

## 3. 使用機器の導入に係る費用

使用機器の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれるものとする。使用機器の導入に係る費用とは、小黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。

## 4. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、上記3の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、土木工事施工管理基準（京都府）「写真管理基準（案）2. 撮影 2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

## 5. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、土木工事施工管理基準（京都府）「写真管理基準（案）」及びデジタル写真管理情報基準（国土交通省）に準ずるが、上記5に示す小黑板情報の電子的記入については、土木工事施工管理基準（京都府）「写真管理基準（案）2. 撮影 2-5 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準（国土交通省）「6.

写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

## 6. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、上記5に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。また、納品時に、受注者はURL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。